

営繕工事設計業務委託 受注者のみなさまへ【注意喚起】

業務委託における予定価格及び調査基準価格等の算出について

業務委託における予定価格及び調査基準価格について、特別経費の加算の取り扱いを次のとおり変更しますので、入札価格を算出する際にご注意ください。

1. 設計業務等委託料とは

(1) 設計業務等委託料とは次の①～④を合計した額です。

①直接人件費 ②諸経費 ③技術料等経費 ④**特別経費**（課税・非課税）

特別経費は、課税対象と非課税対象があり、概ね次の費用があります。

(i) 課 税…出張旅費、省エネ適判手数料、第三者照査費用、BELS 認証手数料

住宅性能評価手数料、PUBDIS カルテ登録費用、RIBC 手数料

(ii) 非課税…行政手数料等（計画通知手数料、構造計算適合性判定手数料）

2. 予定価格の算出

(1) これまでの算出方法

予定価格＝(①＋②＋③＋④(※)) ⇔ **入札金額との比較**

①：直接人件費 ②：諸経費 ③：技術料等経費

④：**特別経費**（(※) PUBDIS・RIBC（以下「PUBDIS 等」）手数料及び旅費）

(補足) 事前公表している計画通知等の行政手数料等は入札価格に含めない。

(2) 令和 7 年 3 月 1 日以降の算出方法

予定価格＝(①＋②＋③＋④(税抜))＋④(非課税) ⇔ **入札金額との比較**

①：直接人件費 ②：諸経費 ③：技術料等経費

④：**特別経費**（全て）

(補足) 特別経費を原則、全て事前公表し、入札価格に含める。

3. 注意事項

- ・特別経費を業務委託仕様書において事前公表しますので、必ず確認のうえ、特別経費を加えた額を設計業務委託の入札価格としてください。

(別添「島根県業務委託仕様書（記載例）」参照。)

- ・調査基準価格等を算出する際の特別経費の取扱いも同様です。

4. 適用時期

令和 7 年 3 月 1 日以降に指名通知及び入札公告を行う業務

島根県業務委託仕様書（記載例）

文書番号 営第△△△号

業務名		島根県営住宅建設工事設計業務		
施行位置		松江市殿町 地内		
契約の方法及び条件	契約方法	指名競争	開札場所	島根県総務部営繕課
	開札日時	令和X年 X月 XX日 〇時〇〇分	質問期限	令和X年 X月 XX日 12時〇〇分まで
	入札保証金	島根県会計規則第65条の4において準用する第61条の2第3号の規定により免除する。	契約保証金	島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の10/100以上。ただし、落札者が同規則第69条の2の各号いずれかに該当する場合は免除する。
	前金払	有	部分払	無
	完成期日	令和X年 X月 XX日		
	その他の条件	(1) 電子入札とする。 (2) 島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領の適用を受ける業務委託である。 (3) 再度入札を含めた入札回数は3回とする。ただし、落札しなかった場合、予定価格と最低入札金額との開差が少額で随意契約できると認められる場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約を行うものとする。		
	現場説明	なし		
記事	【低入札対策】			
	本業務は、島根県建設工事関連業務委託低入札対策実施要領（平成31年4月15日以降、算定方法を改定）に基づく低入札基準価格が設定される。			
	1. 低入札基準価格を下回る入札となったときは、調査資料の提出を要すること。			
	2. 低入札基準価格を下回る入札を行い、落札者となったときは契約に際し次の条件を付す。			
	(1) 島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の10/100以上の契約保証金を納付すること。			
	(2) 前金払の金額を100分の20以内とする。			
	(3) 管理技術者を専任配置すること。			
	(4) 落札者とは別の第三者に照査を行わせること。			
	※第三者照査者には、別表に定める照査を行わせるものとする。(次頁)			
	参考：① 建設工事関連業務委託に係る低入札対策について（土木部土木総務課建設産業対策室ホームページ） https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/gyomu_teinyu_taisaku.html			
参考：② 建築関係建設コンサルタント業務における第三者照査実施要領（営繕課ホームページ） 平成25年4月1日適用 https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/info/nyusatsu_yoryo/index.data/O2_dai3sya_syousa.pdf				
【落札者の決定】				
設計業務等委託料には下記の特別経費を含んでいるため、入札書に記載する金額（税抜業務価格）は、下記の手数料等を加算した額とすること。				
・ 内訳書作成システム（RIBC）使用料		〇〇,〇〇〇円（税抜）	税抜、非課税価格を記載	
・ PUBDIS登録料		〇,〇〇〇円（税抜）		
・ 第三者機関による設計照査		〇〇〇,〇〇〇円（税抜）		
・ 設計住宅性能評価申請手続き		〇〇〇,〇〇〇円（税抜）		
・ 建築物省エネルギー性能表示制度申請手続き		〇〇〇,〇〇〇円（税抜）		
・ 計画通知手数料		〇〇〇,〇〇〇円（非課税）		
・ 構造計算適合性判定手数料		〇〇〇,〇〇〇円（非課税）		
2. 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。				
選定区分： I ・ II （I：県外含む II：県内のみ）				
【入札の効力】				
入札者が1人のときは、入札を行いません。				
【その他】				
1 消費税及び地方消費税の免税業者にあつては入札までに「免税事業者」届を次のところまでFAXしてください。				
FAX送付先：島根県総務部営繕課 FAX 0852-22-6199				
個人が受託する場合にあつては、委託金額の支払いに際し、所得税法第204条に規定する所得税の源泉徴収を行います。				
2 設計内容に関する質問については、△月△△日12時までに電子調達システムにより提出して下さい。 （回答については、×月××日16時までに電子調達システムにより行います。）				
3 島根県営繕工事設計委託仕様書は、島根県総務部営繕課のHPに掲載しています。				
掲載先（ https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/yoryo/ ）				